本校生徒の政治的関心

沢登岩尾

1　高校生運動の展望

高校生の政治的行動は単に高校生のみの限られた動きではなく常に上級生としての大学，そして広く社会一般の動きの波を受けて展開したのである。ちなみに35年の3月28日，29日の全学連第18回中央委員会において高校生への働きかけとして，

「全日本高校生徒会連合の結成，安保改訂阻止闘争」への参加などを決議している。

全学連が高校生の組織化を手がけたのは，昭和25年主としてレッド・パージ反対闘争の頃からで，学生が出身校を軸としてオルグ活動を行いストックフォルム署名運動などを通じて各学校内に反戦学同，わだつみ会などの組織化を促した。

昭和26年「全国高等学校学生協議会」が前記の組織を中心として結成されたが指導方針の明確を欠き自然消滅した。

昭和27年頃から全学連の組織に高校生対策部を設置し，指導に本腰を入れ始め，京都の鴨沂高校および朝鮮高校などが加盟し，特に朝鮮高校は全学連の中執に選出された。

昭和30年に入ると東京都高校生会議が6月19日（日）本郷公会堂で第1回の会を開き都内高校70校約300人が集合，原水爆禁止問題その他各校よりの問題点を討議し，又うたごえ，文化運動などの面で若干高校生の動きがあった。

昭和31年になると軍事基地問題が社会の関心を呼び，特に同年10月の砂川基地反対運動を契機として勤労者学生の大量動員が行なわれ，全学連が革新陣営の前衛として動き，ひいては高校生運動も熱を帯び当時高校生組織として「東京都高校生民主協議会（高民協）」が東大教養学部自治会の指導で結成された。

更に，昭和32年全国的国民運動となった原水爆実験禁止の叫びの高まりにともなって東京都内の高校生徒会においてもこれが反対運動を展開し，その連絡機関としての組織の準備が行われ，同年5月「原水爆禁止高校生徒会連絡協議会」（原高連）―（注一）―が結成された。これには，都立西校，日比谷高，立川高，青山高，小石川高，江北高，都立大付属高，教育大付属駒場高校が加盟し，その他オブザーバーとしての学校参加も加えて約30校の組織であった。

この原高連は，高校生の主体的組織で原水爆禁止運動としての募金及び署名，討論会を行い，第3回原水爆禁止世界大会には，15名の代表を送り，33年2月15日「3・1A・A共同行動支持高校生集会」，33年7月12日「第4回世界大会支持高校生集会」を東京都立大講堂において開催している。このときの集会において，原高連運動をより発展的にし，国内情勢の変化に備えて広汎な運動を展開する為に全国組織を結成することを目標として注目すべき提案がなされ，はじめて「全高連」の胎動が見られた。

なお，この「原高連」は，7月12日の集会が最後となって次の運動組織に発展的解消をしている。

昭和33年，日教組を中心とした評勤反対運動においては，高校生も特に強い関心を示した。原水爆反対運動からの盛上りが，この勤評反対運動で燃えあがってきた。

9月15日の教育ゼネストを前に控えて，8月28日東京都立大において都内高校の有志

によって「勤評反対高校生行動委員会」が結成された。この組織は，原高連加入の者が中心となり，約200名に及び，都立大付属，日比谷高，新宿，三田高，教育大付属駒場高，早稲田学院高，明治学院高，法政一高，法政二高，青山高の生徒の有志であった。

この行動委員会は，9月に入って烈しく行動し3日，6日，13日，15日，25日と精力的に動き，10数名の高校生が停学，訓告処分をうけ世論も高校生政治的暴走を警告した。

10月に入っても運動は重ねられ，7日に警職法改正が国会に提出されるや行動委員会は，12日に「民主主義擁護高校生行動委員会」と発展転化した。

この行動委員会も10月25日，28日，11月5日，7日等に集会を重ね，その間署名，資金カンパ等を行っている。

34年に入って東京では都高連の結成に動き他の府県では，全高連の下部組織としての各単位の組織化に努力している現状である。

ここで，この高校生運動の中核体である「全高校」と，その「全高連」の地方組織である「都高連」の動きを大観して，最後に，その組織の点として本校の昭和28年より，34年にわたる高校生の政治的活動の歴史的分析と，現状分析の立場より34年9月現在で政治意識の調査を実施して見た。

特に，本校についてはこの政治的活動に対して学校のとってきた指導を事実に即してかくすところなく又誇張をさけて述べて見た，他校の比較も折を見て実施する予定であるが，その第一歩として各学校へのアンケートをまとめてみた。いずれも未熟なものではあるが，中間報告として記述して見た。

尚このレポートについては本校生徒会の指導教官である日野得隆氏に，また大学の心理学研究室の間藤侑君には統計について協力してもらった。

注1　原水爆禁止高校生徒会連絡協議会（原高連）

原水爆禁止を目的として設立された高校生の協議会で正式に学校の許可を得た学校もあり，13校とオブザーバとしての加入校もある。

発足したのは昭和32年5月13日の都立大付属高の集会である。都立西校の招請状が出発であつた。

機構としては，議決機関としての（1）執行委員会がある。執行委員会は，各生徒会から選出された代表者より成る会で各校一票の議決権を持つ，この議決は絶対的なものでなく，各参加校を拘束しない。

（2）常任執行委員会，執行委員中より各校最高3名以下で書記局に分属し，執行議関である。正式な加盟校でなければならぬ。

（3）書記局，組織，出版，情宜，事務会計よりなり，常任執行委員会内に設けられて四部になつている。

2　最近における高校生の政治意識の研究

（1）　全日本高等学校生徒会（全高連）

高等学校の全国組織「全日本高等学校生徒会連合」の問題が高校生の間で持ち上ったのは，昭和32年8月東京で行なわれた「第3回原水爆禁止世界大会」に，各高校の代表が集まった時からである。「高校生の団結と友情を高め高校生の社会的発言力を増すためにも，ぜひ全国的な高校生徒会の連合組織が必要である」との意見が，各地の代表から出されそ

の可能性についていろいろ話し合った。しかしこの時は結論を出すことはできず，各代表は全高連の構想を胸にして，帰校した。再び33年8月，東京で行なわれた「第4回原水爆禁止世界大会」の日本大会に，各地の高校生徒会の代表が集まった。8月11，12，14，16の4日間にわたり，全高連の結成について高知県高等学校生徒会連合より提出された問題を討議し，16日本校で行なわれた会議で正式に「全日本高等学校生徒会連合準備会」を結成することを決定した。

会議に参加していた全国各地の生徒会代表はただちに準備会に加入し，積極的に全高連結成のため運動することになった。

この準備会には，各高校生徒会の執行部の決議で加入でき，執行委員は，東京，京都，高知よりそれぞれ若干名選出した。

そして，具体的目標として，34年の4月頃まで「平和と民主主義とよりよき高校生活」をめざす全高連を結成することを決定した。そして当時の社会問題である勤評反対の決議をして全国高校へ全高連準備会のアッピールとともにそれを送った。

高校生徒会の連合としては，最も活発な高知県高等学校連合（昭和29年1月授業料値上げ反対のため県内7校の高校生徒会によって結成され，その後，昭和30年，31年の授業料値上げ反対闘争，全員無試験による高校入学制擁護闘争など強力な運動を展開し，更に35年36年と勤評反対に立上り校長のくびきりに反対して同盟休校の手段に訴え，教育界を震駭させた県内31校によって組織されている。）尚高知県定時制高校生徒会連合も39校によって組織されている。

京都の京都府立高校全日制生徒会連絡協議会（全生連協と呼ばれ，授業料値上げ反対運動の活動家が中心となって32年9月発足し鴨沂高校，下鴨高，朱雀高，山城高，洛北高など府下22校によって構成されている）

東京は，原高連より引続いて勤評反対高校生行動委員会，民主主義擁護委員会などが全高連結成を目ざして積極的に活動している。全高連準備会書記局は京都の京全生連協内におきそこから書記局ニュースを発行し各地に宣伝している。昨年10月25日「警職法改正反対勤務評定反対」「自治権確立」をスローガンとした第1回の全国高校生総蹶起大会を開催し，全高連結成のための運動の第一歩を踏み出した。更に昨年11月2,3の両日，警職法反対を決議し具体的行動として第2回の全国高校生総蹶起大会を行なっている。

今年にはいってから高校生の表面的活動はほとんどなく，全高連の結成準備活動は消極的になってきた。その理由として，校長会の反対や昨年の勤評反対運動における過激な運動の批判による活動家の脱落のためである。今日全高連の結成準備は，京都，高知，東京を中心として進められている。

京都においては，「京都府立高校全日制生徒会連合協議会」が京都府立鴨沂高校生が中心となって関西地方の高校生徒会によびかけて本年2月下旬鴨沂校において「第1回関西地方高校生徒会代表者会議」（代表者約70名出席）を開催し，同地方における高校生組織の統一と全高連結成準備について討論を行なった。

更に全高連準備会は，3月23日，24日の両日京都において，京都生徒会連合，高知生徒会連合，東京都民主主義擁護行動委員会，名古屋生徒会連絡協議会の各代表および大阪，神奈川の高校生有志が参加して拡大執行委員会を開催し，安保改正阻止ならびに第5回原水爆禁止世界大会に向けて運動方針を決定，同時に全高連結成準備に関する組織方針として，

（1）　運動を進めるなかで，全高連の必要性を生徒会に浸透させ，各地に全高連の下部組織として都府県生徒連合，また連絡協議会を結成すること。

（2）　情宣活動を強化するため機関紙を発刊すること。

を決定し，兵庫，神奈川などでも県生徒会連合結成準備会を組織し，活動をはじめており各都道府県の下部組織もようやく動きだした。そして結成の目標として8月第5回原水爆禁止世界大会が広島で開催され「高校生の分科会」が開かれる機会に「第2回全高連結成準備会」を開き具体化する計画であった。

8月7日の「階層別高校生協議会」は高校生約200名，教師約30名が参加して開催され，核武装，安保条約の改定に反対する理論学習活動の強化，当局の圧迫に対して抗議運動を展開するなどの意見が出され，和歌山県の教師からは，原水爆禁止運動で母親を説得せよなどの提案が出され，高知県教師がこれに同調している。当日は高知県生徒会連合から約30名が全高連旗を先頭に船で来広し，和歌山，京都，東京などからも参集している。当初企図していたこの協議会を「全高連」結成のための準備会に切りかえることはなく，全高連の結成は日なお遠い感を深めた。

（2）　東京都高等学校生徒会連合（都高連）

都高連は，前述した全高連とは性格は同じであるが，全高連の下部組織としての結成ではなく，生徒会顧問としての教師との合作的色彩が濃厚である。

ことのおこりは，昨年12月新宿高の生徒会が提案して，20日に新宿，日比谷，北園，大泉，小山台，青山の生徒会代表が同高に参集して規約綱領の検討をしたのが，準備委員会の発足であった。今年に入って1月13日にこれらの学校の生徒会顧問と生徒の間で話合がもたれ，その後も数回の話合で12月の規約について大幅な改正がなされて，3月に改正案が10章45条の規約となって出来上った。

大きな改正点は綱領が全部削除され，高校生集会の章が削除，新に五章として，諮問委員会が設定されている。検討の便のため削除された綱領の内容を挙げると

1. 平和を愛し，民主主義を尊重する。
2. 高校生の自主性を養い高校生相互間の信頼と連帯意識の向上を図る。
3. 社会問題に対する正しい認識を深め健全な批判を養う。
4. 生徒会の自治を確立し，生活の明朗化を図る。

以上の綱領は，現行憲法に或は学校教育法に顔を出す語句であるが左翼的であるとの理由で削除したとすると問題であるが，綱領が不要であるならこれは別である。

次に，高校生集会の章であるが内容は講演会，研究会，討論会の規約である。この会の目的が，生徒会の自治活動の充実，各校間の交流，高校生の共通な諸問題の検討解決となっているところから，当然目的実現の方法としての講演会，研究会，討論会の章を設けて細部について議事形式等規定してもよいと思う又必要であろう。がこれを削除して改正案では，18条で執行委員会は，次の部門をおくとして，講演会，討論会関係部門として規定してあるが，このような簡単な規定ではむしろ不便ではないか。

次に新に五章に入れられた諮問委員会であるが，これは当然必要であって前述した全高連との相異点である問題点としては，

（1）　最高議決機関である代議員会の決定に対して　イ．機構変革の場合　ロ．外部へ

働きかける場合のみは，特別に諮問委員会の承認を必要とする。
（2）　その他の議決，執行に関しては助言のみ与える。
（3）　代議員会において，諮問委員会の決定に対する代議員の質問に答える義務。
以上3点である。これからみて諮問委員会はたんなる諮問でなく，最高意志決定も行うという二重の性格を持っている機関である。以上が3月の規約によって改正された。
この規約によって生徒との話合が持たれたが，顧問側は，諮問委員会を最高議決機関とすることを主張して生徒側の個別的な最高議決機関としての改正案に強く反対して双方物別れになり，その後会が持たれていない。それに今年になると昨年のような生徒の動きもなく，一部の学校はその必要なしとして脱退している。又この会の世話をする中心校のないことも準備会の促進されない原因の一つである。それにもまして神経質になっているのは，全学連が都高連結成の暁にはその第2軍として利用することである。それによって高校生としての自主性を害されることも顧問としては当然指導上注意しなければならぬ。現に全高連は，このきも入りで生まれようとしている。この色彩のある都高連的な団体を避けるためにこの発足となったのであるから当然であろう。そこで3月草案の5条でも「本連合は，他の団体のの干渉をうけない」と念を押して規定してある。以上種々の条件で結成がおくれているが，ここまで準備してきたものであるから是非結成したいものである。
本校においても，1月28日の代議員会でその加入が満場一致で承認され代表4人が決定3月草案の作製懇談会等には出席している。
とにかく都高連の結成されなかったことが不自然であり不合理である。その原因はいろいろ前述した理由があるが，監督官庁である文部省，地方教育委員会などが否定的な態度をとっていることである。たしかに全学連の暴走振りは目にあまるものがある。この全学連の下部組織となって活動されたのでは学校では迷惑であるし未成年の生徒の自主性は危ぶまれる。このような危険があるからといって禁止することは角を矯めて牛を殺す譬のように本質を害する憂がある。ここ2,3年の高校生の政治意識の高まりは，過去の世代の人には理解に苦しむような関心の高まりかたである。この関心をより教育的に組織化して，良識ある公民となるに必要な政治的教養を身につけさせることは，現代の社会情勢下最も緊急のことである。現代ではこの組織化への努力は，都下においても数校のみで，この数校も生徒の盛上りを受けて立っている状態である。一般には放任状態である。では，その指導の現実的担い手である学校においてはどうか，「政治に関する問題には針のように神経をとがらせて干渉してくる」という言葉をよく生徒懇談会で聴く。具体的には，総会の開催の時細目を示させて事前の調査をし，少しでも政治問題があると許可しない。新聞記事の検閲，発刊停止，他校との交流の制限等々である。一般に校長や生徒指導に当るものは，「押えにかかる傾向が強い」ということを今年の1月の第8次教研集会できかれた。然し暴走を押えるのは当然であって押えないものがおかしいが，又ここに問題がある。例外はあるが一般に放任しておく。そして問題がおきれば狼狽してこれを禁止する。そして，この狼狽した禁止行為は普通行過ぎとなり生徒の伸びようとする芽を摘みとり，正常な自治活動を弾圧して混乱を招く原因をつくり，生徒の将来公民たるに必要な正しい政治的教養をスポイルする。そしてただでさえ政治的水準の低い社会を益々低下させる。このように放任あるいは禁止の悪循環の原因は正しい指導体と組織が欠けているからで，現在の社会においては1,2の学校でこのような問題を指導することは徒労であり実現も不可能であ

る。そこで敢えてこの指導体を結成充実し，強力な指導体の方針のもとに指導力を発揮することが緊急である。例えていえば，健康体におけける予防接種のようなものだ。伝染病が猖獗してきた時狼狽してもおそい。普段予防接種しておけば例え患っても軽症で済む。この予防接種こそ常日頃の民主的な正しい生徒会の指導であり，公民たるに必要な政治的教養であり，これを地域社会の大きな組織化によって，より強力により能率的に実践していくのが，都高連の組織であり全高連の結成となるわけである。

3　本校生徒の政治的関心と意識調査

(A)　本校生徒の社会問題への動きとこれが指導について

本校生徒のいわゆる学生運動は，他校（都立高校）と違った経過をたどってきている。戦後の高校生の学生運動は一般的に見て先輩学生が，母校へのオルグ活動の強化という形で入り込んできているのが一つの傾向をなしている。処で本校においては，開校以来，日が浅い関係上先輩を欠き従って運動は幸か不幸かこのような入り方をとらなかった　後で述べるように，本校においては，社会的関心が生徒の中から自然的に盛り上り，それに，他校との交流が生徒会活動を通じて活発となり，中でも社研部のいわゆるクラブ活動が強く影響を与えた。

学生運動も，他の高校の動きに同調するという形で，間接的にごく自然に入り込んできている。

都内の高校又関西の高校の一部では，すでに昭和25年の反レッドパージ，反イールズ，原爆禁示等のこれら一連の学生運動に参加している，特に原子兵器使用禁止を内容としたストックフオルム・アピールによる署名運動は，平和運動として，再軍備反対と呼応し高校内部に滲透し，反戦学同，わだつみ会支部結成の動きをみている。

ところが，本校は前述した特殊事情から，その当時においては顕著な動きは殆んど見られなかった。また昭和27・8年頃からの一般的傾向であったうたごえ，文化運動の面においても同様であった。

（イ）　昭和28年度の動向

昭和28年頃より本校の生徒会も次第に活発な動きを見せ始めた，当時社会部としてのクラブも会員10数名ではあったがよく校内外に活動している。

当時の社会問題といえば，先ず，再軍備問題，それによる徴兵問題である，政府は27年10月警察予備隊を保安隊と改編，28年9月保安庁で「防衛5カ年計画」を作製，11月の国会で吉田首相は，直接侵略に備える為に自衛隊とする要ありと答え，有名な「戦力なき軍隊」という名文句をつくった。

「社会部」は，音楽祭の時「軍艦マーチ」を奏でたことについてクラブ新聞の「れいめい」で，「駒場の森に軍艦マーチとどろく」といったかん高い調子でその復古調を攻撃している。また憲法研究会もクラブの研究テーマとして取りあげた。

特筆すべきは，一生徒より「平和を守る会」が提唱されていることである。この趣旨は，再軍備あるいは徴兵反対者も，又これが賛成者もその目的は一つに「平和」ということであるから，いかにして平和を守るかについて話し合いをする為の会を校内で結成したい。そこで来春（昭和 29 年）結成し活動をはじめたいという誠実な希望を述べたものであっ

た。前述した大学からの呼びかけのわだつみ会，反戦学同等一連の運動に動かされたものではなかった。

これが本校における生徒会のクラブ組織以外の任意団体のはじまりであり，これが29年に引続がれて「平和友の会」となっている。

第二としては軍事基地の問題でる。国内問題としては去る25年1月ブラッドレー米統合参謀本部議長が来日して，沖縄および日本の軍事基地強化の声明，つづいて，27年2月日米行政協定調印，28年6月の内灘の米軍試射開始と，飛行場の新設拡張など基地問題はにわかに全国民の関心を引くに至った。社会部でも，区民の反対運動の中で，地元世田谷区の旧陸軍衛生材料廠が基地として利用されることに関し，この問題をとりあげて用賀基地の実態調査を実施，区民大会にも参加して，基地の実態報告を号外で発表している。その年の文化祭には立川基地の実態を研究してその状況を展示し，基地の所在は其の独立国の姿ではないといった結論を出して注目をひいた。

第三として10月に「東京都社会研究会連盟」（社研連）が結成され，12月には京華高校で高校生の問題となっている“再軍備と受験について”の講演会が行われたが，校内においてもこれと関連して高校の予備校化についての批判があらわれた。そして，この社研連の組織への参加が本校として他校への結びつきの最初である。

（ロ） 昭和29年年度の動向

昭和29年に入ると所謂ビキニ被災が報道され，都立高校生間でもこの犠牲者への資金カンパが行われた。又，4月に入って国会でも，衆参両院において原水爆の使用禁止，原子力の国際管理と平和利用を決議し，都道府県議会でも原水爆禁止の決議を行って，日本人としては第三回目の被災にあたって，原水爆禁示は，広く国民運動となった。この社会の動きにつれて本校生徒も敏感にこれに対応した。又再軍備論も社会の焦点であった。6月には，自衛隊法，防衛庁設置法が国会で成立し，保安隊が自衛隊となり，生徒の頭の中に徴兵の影が暗く映じ始めた。このような客観情勢において当然平和に関する問題が取り上げられた。

先ず昨年よりの宿題としての「平和を守る会」が「平和友の会」として，5月24日第一回代議委員会で討議され26日総会に提案されたが否決された。更に，第三回代議委員会が6月9日に開かれ，「平和友の会」の総会への再提出が可決され，翌10日の総会に提案され重ねて趣旨弁明を行った。その時出席者が生徒数の過半数を割った為，会則により審議不可能となり5分間の休憩を宣言し，5分後再開されたが過半数に達せず，遂に「平和友の会」は，保留のまま散会をみるに至った。「平和友の会」の目的とする処は，広く誠実に平和等の問題を話し合う会とし，具体的には，原水爆禁止署名運動，原水爆犠牲者への資金カンパ等の一連の運動の中核体となろうという考え方である。会結成の反対の動きは複雑であった。先ず，生徒会の予算措置の問題，又平和運動そのものを危険視する考え，したがってこのような会が生れることは，世間の誤解を招き延いては将来の就職，あるいはアメリカに留学を望むような機会に影響をうけはせぬかといった深刻なものであった。

以上のような経過で遂にこの「平和友の会」の実現は出来なかったが，その中味である原水爆禁止運動は，国民的運動となって，各種の団体による街頭での署名運動は活発に実施されていた。

学校としては，この問題については終始生徒の純真な自主性にまかして干渉することは

なかった。

どうして平和の友会なり，署名運動なりが順調に運ばれなかったかである。生徒の中に「平和」という動きを危険視するものが多いということである。それは好ましくない団体と政府にマークされたものが平和運動を展開しているからである。この考え方は，理論の問題でなく感情意識の問題であり，この感情意識は，つきつめてゆけば生徒の家庭（家）の問題に直面する。更にこれは家の戸主権にまつわっている権威主義からくる非解放的の日本の家族制度の封鎖的機構が遠因している。しかし直接の原因としては，占領下米国に従属していたところからなされた，権威にたいする従属観念であろう．特に署名運動等を通じて自分の名前が記されるとマークされることを恐れるなどはそのあられである。

家は，基礎的社会故当然前近代的社会であり，前近代的性格を持っことはうなづけるも，学校は派生的社会故そのようなことはないはずだと，然し学校は派生的社会ではあるが，第一次的（文化的），第二次的（功利）関心の間に位する中間の関心社会であるから，閉鎖的社会にもなじみやすい。

「平和友の会」のようなアソシエーション（結社）は生徒の政治的関心を達成する手段としての社会であるから学校と同様の派生社会であるも第二次的（功利）関心社会である点で学校とはなじみ憎いが現在は身分より契約にと進歩しておる社会において，生徒の身分より生徒同志の契約社会がより進歩的で，ここにギャップが生じるのは避け難い。

（ハ）　昭和30・31年度の動向

30年は，原水爆禁止運動は，見られなかったが，6月19日東京都高校生会議が本郷公会堂において開かれている。参加者は都内約70校300余人に及び各校より，原水爆禁止問題（北園）クラブ活動，他校との交流についての学校介入（南革，三商，毛利），都師の不当解雇について（女子聖学院）男女共学クラブ活動について（三商，共立）夜間生の悩み（新宿定時制）受験問題と自治活動（都立大付属）生徒会活動（荻窪）等の活発な報告が行われている。午後は，就職，男女共学，クラブ活動，他校との交流等についての一般討論を行い，今後も高校生会議を発展させよう，活動の低調な学校に手をさしのばそう，世界平和友好祭に協力しようといった内容の決議をして一日で終っている。この会議は，内容も多彩であるし高校生の真面目な態度が見られて有意義のものである。この会は，3月より都内高校生有志によって準備委員会がもたれていたが，実は東京都学生自治会の肝入りであった。しかし準備委員会が実行委員会になるに及んで高校生の会に都学連が参加しているのは，高校生の自主性をそこなうものであるとの意見が高校生側より出て，都学連は実行委員会より脱退している。8回の会議を重ねた結果，この第11回高校生会議が誕生したのである。

（ニ）　昭和32年度の動向

昭和32年は，原水爆禁止に幕を閉じている。31年は各国の原水爆実験に対して2月9・10日と衆参両院はその禁止決議を可決し，全国的国民運動としての盛り上りがあった。32年は，原水爆禁止の第3回世界大会が東京で開催されることになっているので，いきおいこの運動が本校に持ち込まれてきた。

5月13日，生徒総会が開催され，原水爆禁止決議を満場一致可決，続いてその具体的

方法として，署名運動，資金カンパを決議した。これはホーム，ルームを通じて活発に行われ7月20日頃まで署名総人員260余人，カンパ総金額6,400余円，一応この運動は成功した。

7月13日午後，かねて「原水爆禁止高等学校生徒会連絡協議会」（原高連）で準備中であった原水爆禁止のための高校生の集会が都立大付属高校の講堂で，都内20数校の高校生約300人が集って，講演や映画「生きていてよかった」が上映され，意識の高揚が促がされた。

以上は，夏期休暇以前の活動とその内容であるが学校としては如何なる指導をおこなったのか，5月に都内校で，原水爆禁止活動の連絡機関として，「原水爆禁止高校生徒会連絡協議会」（原高連）の結成については，その準備委員会の段随で顧問教官に相談があった。顧問教官としても30年の都高校生会議のように高校生の自主的組織でむしろ全学連が脱退せざるを得なかった事情からして信頼おける団体であると見た。さらに，昨年国会において，衆参両院が満場一致で原水爆実験禁止を決議しており，その後国民的運動としての意義も大であり運動の性格からみて偏向ではなく，この運動のための協議会の目的も鮮明であり学校としても明確な指導方針がとれるので教官会議に諮ってその承認を得て生徒にもこの線にそって指導した。後原高連が結成され，その具体的運動として，本校生徒会で，原水爆禁止決議をし署名，資金カンパの実行案も全員の承認するところとなるに及んで，生徒も教官にその実施の許可を願ってきた。教官会議の結果，生徒教官ともに署名募金に応ずることを決定した。その後の原水爆禁止運動については，原高連の動きを常に注意してその経緯をその都度教官会議に報告して，特に外部団体（全学連）により，高校生の自主的活動が阻害されることを警戒していた。

なお，この運動の主軸は社研部の生徒であった関係上社研部の顧問は勿論のこと，生徒会の決議となった以上，この生徒会係の教官，さらにホームルーム教官と生徒行動についての観察とこれが指導には万全を尽した。夏期休暇の近づくにしたがって，この指導の空白をなくすため，生徒の動きに応ずる専門指導教官4人を置いて，ここに「原水爆禁止運動対策4人委員会の設置をみた。7月13日都大付属の原高連第一回集会にも教官が参加して他校の教官とも連絡をとり，生徒の自主的動きを確保し，その偏向にならないよう指導している。

一方本校の生徒は夏期休暇に入って，7月21日都内17校約30名の生徒と新宿にて原高連世界大会代表の名で資金カンパを実施17,000円を集めた。

最後に11月1日を中心として現在開催されている国連にむけて原水爆禁止の意義を表明する「国際統一行動デー」とすることになたっ。ここで又高校生も，国際統一行動デーに参加するということになり，この運動はつぎつぎに発展していった。

8月17日，世界大会終了後，教育大学において世界に参加した地方高校生30名をまじえて，100余名で懇談会を行った。内容は，第一として，原水爆禁止の高校生運動を生徒会中心で行うこと，第二，全国の高校生への原高連中心に連絡するための連絡方法，第三，に東京宣言の評価である。その後，全国高校アピールという名でアピール宣言を発している。

8月22日，31日，9月3日とそれぞれれ原高連の委員会の開催，今後の方針の協議をしている。

9月11日，本校において，原高連拡大執行委員会開催，現在の原高連が幹部だけの活

躍で学校から浮び上っているから，クラス討議等により地についた運動を展開し，生徒一人一人により関心を高めて，原水爆禁止の趣旨を徹底することを打合せた。尚，今後の目標として11月1日の国際統一行動デーにその雰囲気を盛り上げるよう努力することなど話し合った。

9月14日，2学期に入って，原水爆禁止の世界大会の報告会を臨時生徒総会として開催したが，土曜日の関係上出席生徒は100余名で比較的関心が薄かった。夏休み中の原高連の活動も報告されたが，生徒の関心は期待した程でなく9月11日に，生徒一人一人から遊離した原高連になるように感じられた。本校の中心になった生徒も反省を強いられた総会であった。

9月28日，原高連主催による「原子戦争準備反対のための原水爆禁止高校生集会」が千駄谷の渋谷区民会館で開催され，都内，近県の高校生約200名が出席した原高連の第二回の集会である。

この会には，本校の生徒から，世界大会の報告が約30分あり，それに対する質疑応答があった。それ以前に，本校の生徒の中で，この会のプログラム外として日比谷公園での砂川基地拡張の抗議集会に代表として2名を送り，その1人が選ばれている。

愈々11月1日の国際統一行動デーが近づいた。生徒の希望は全員参加にあった。

学校としては，あくまで希望者で各クラスより1割以内，そして参加希望者は保護者の承認書を持ってくること，集会は違法でなければ参加を認めるもデモ行進については禁止する，といった教官会議の結論を生徒に伝えた。

10月30日，11月1日の国際統一行動デーの一環としての日本大会に参加の為の臨時総会が午後1時から開かれたが，意見百出で混乱を呈した。この日生徒会の原案の無条件参加と学校側の条件参加が一致せず調整にひまどったが学校の意見通り決定，代表14名が参加することになった。かくて1日には14名が昼休みを利用して集会，日比谷音楽堂での大会終了後点呼をとり解散した。

この指導方針を打出すにも教官会議は鳩首協議をこらした。集会まではよいが問題は後に実施されるデモがある。特にジグザク行進デモでは警官隊と衝突するは当然である。万一犠牲者を出すようでは生徒が可愛想である。思いきってデモは禁止した。又保護者の承諾書持参の条件については，高校生になると中学生時代とちがって，親に相談しない。又親も生徒の学校での生活について比較的関心が薄い。承諾書持参となるとどうしても相談しなければならない。そこで学校と父兄との交流が行われて生徒指導の全きを得てあやまちを未然に防ぐことになる。といった考えによりこの指導方針がとられた。

この学校方針について，生徒への反応はどうであったかを調査によって見ると，生徒の大多数は（各学年共3分の2以上）が満足し，不満とするものも学年を追って増加し，3年生では約4分の1になるが，この3年生が実際運動の中心であった。

（ホ） 昭和33年度の動向

昭和33年2月15日，核兵器禁止高校生集会が神田の教育会館で開かれた。昨年の11月1日の国際統一行動デー以来，役員の改選等の理由により，何もはっきりした事を行えず，低迷状態をを続けて強い批判を浴びていた原高連である。この高校生の集会は第3回目であり，この会の経過及び内容を説明する。

1月18日の都立付属高校における執行委員会と，32年カイロで開かれたアジア，アフリカ諸国民会議（A・A会議）で決った3・1核兵器禁止 A・A 協同行動を成功させるために何か高校生が行動を行うという事になり，その先鋒をうけもってこの第3回の集会となった。このアジア・アフリカ会議には，日本からも安井郁氏，久保山すずさん外18名が参加し，バンドン十原則，植民地化反対，原水爆反対という声明が出されている。

本校でも，この第3回集会の参加のため2月11日，臨時代議員会を開いて全面的に集会に協力することになった。集会は，A・A会議に出席した香山氏の話と6つのスローガン，（1）アジア，アフリカ諸国民会議を支持し，3・1核兵器禁止A・A共同行動を成功させよう。（2）米英ソの実験反対，アメリカのエニウエトク環しよう，イギリスのクリスマス島の実験反対，（3）核兵器実験禁止即時無条件禁止協定を締結のため巨頭会談を開くこと，（4）沖縄の原子戦基地化のための民政に干渉反対，（5）自衛隊の核武装に反対，（6）全国高校生は核兵器禁止のための運動に参加しよう，といった内容で比較的盛会に終了している。

6月17日，都立大付属高校で原高連の拡大執行委員会が行われた。この会合では7月12日に都立大講堂で，第4回原水爆禁止世界大会に向けて高校生だけの集会を開くことを決定，更に高校生代表を大会におくり，そのための署名と資金カンパを行うことを決定している。この会の時も問題になったのは原高連が非常に沈滞している点である。それは一人一人の認識がうすいことであるから，大いに学校に帰ってこの面で努力するようにと申合せたが，この努力にもかかわらず，署名もカンパも第3回世界大会の時より低調であった。

7月12日「第4回原水爆禁止世界大会支持高校生集会」を都立大講堂で開催，開会の辞についで各校における署名カンパの一般状況，それにつづいて高知県の高校生徒会連合，高教組，日教組の代表者の挨拶，更に羽仁五郎氏の「高校生の政治的活動は望ましいことではないが，現在の客観状勢下においては行動しなければならぬ」，新名丈夫氏の軍事体制と原爆関係についての講演が行われた。つづいて，世界大会代表7名の承認，全国高校生へのアツピール，日本政府，ソ連大使館，米国大使館，イギリス大使館に文書によってそれぞれその意を伝達，大会宣言で幕を閉じて後『流血の砂川』の映画を観賞して散会。集会者数は，高校生男女400人であった。この集会には本校生は，試験中であったので約20名位の出席者であった。世界大会代表7名の中本校生も1名参加している。

8月12日～15日まで第4回世界大会における日本大会が早稲田大学の大隈講堂等で開催，階層別会議の学生協議会では，勤評は取上げられたが，日本大会の宣言では勤評反対が取上げられなかった。

8月の夏期休暇中，都下高校生の主として原高連の中の有志によって勤評問題を研究して，8月28日「勤評反対高校生行動委員会」が結成された。この会は，有志加入で企画委員会が会の中核体で，委員はなるべく各校から1名つづ互選でおくり，5-6名で構成され，この委員会の指導のもとに行動している。本校生徒もこの委員の1名であった。大体都内高校生有志200名位，学校数は20校であった。

9月に入り，15日の教育ゼネストを控えて精力的な活動をしている。先ず9月3日，6日，13日に立ち上っている。3日の前日，都の教育長に会見を申し入れ，3日面会に行ったが，取合わず押し問答して警官の実力行使で押し出された。6日再び教育庁へ向う途

中，プラカードを下げていた人と指導者一人を任意同行として京橋警察署に連行した。これに抗議するため，予定を変更して京橋警察署に坐りこんだがこれも実力行使で排除されている。13日は勤評反対高校生総決起大会として，約200名の高校生が集会デモを行った。そのような動きの中で本校生も3日には10名が参加したのみで，6日，13日，15日の参加はなかった。

この参加のなかったのは，学校が，生徒の校外における個人的な活動も危険が予想されるので禁止したからであった。9月25日の全学連総決起には6人が参加し，デモにも加わったので，その参加者の父兄を呼んで，父兄と学校で生徒に反省をうながした。その後学校としても，諸般の状勢を考慮して集会は許可する方針になり，10月10日の文部省に対する高校生の抗議には参加を許し，ただし5時にはことの如何を問わず帰校するよう条件を附したが生徒もよく守って帰校した。本校生をのぞいた抗議団は10月7日に公約にはオクビも出していなかった警職法改訂を突然提出した事に抗議して，国会にデモを行った。

本校内におけるこの運動については，任意団体として，社会科研究と新聞部のメンバーを中心として組織した「民主教育擁護研究会」があった。これは，夏期休暇中に約30名の同志を獲得署名運動等の一連の活動について中心をなしている。

勤評以前は，教育二法，破防法等の政策に対し，沈黙を守っていた高校生も，勤評以来活動してきた。10月12日勤評反対高校生行動委員会は，「民主主義擁護高校生行動委員会」にと発展転化している。何度か学校側と話し合った結果，校外での個人的な集会への参加は再び許可された。15日には，行動委員会を中心として議員面会所で国会議員代表と会い，更に，25日の警職法改訂反対全国高校生総決起大会があり，東京では，衆院第二議員会館で集会が持たれ本校生徒も参加している。28日の全国統一行動第一波には，高校生も日比谷，および四谷外濠公園の行動に参加，行動委員会はその後，新宿駅でカンパ運動を行った。

11月5日の警職法に反対する全団体決起大会には本校から国会前の集会に30名位参加した。この頃になると警職法に対する改正反対は国民運動と化し，キリスト教の団体まで参加し，学校としても勤評とは性格のちがいがあり，指導もやりよかった。11月7日首相官邸に抗議して決議文を読み上げ社会党亀田代議士に会っている。

11月26日は行動委員会が主催して東大教養部で羽仁五郎氏の「警職法についての講演会」を行い，高校生の理解を深めた。

以上のように8月から11月まで，高校生による勤評，警職法に対する運動が展開されているがこの行動には，生徒の中に反対者もあり，批判もあった。ただ，反対者としても素直に平和を念願しており，又本校の生徒活動は決して外から煽動されているものでなく，純真な高校生の正義感による自主的な立場からの運動であると認めており，あまりにも大人達の社会は，非民主主義的なことが多い。この社会に自分達もやがて入っていくのであるから，今の高校生活で民主主義的態度を充分に養っておくべきで，せのびした学生運動の時期でないとして反対しているのである。

賛成者としては，政治問題について討論研究するのは合法である。又個人的に政治活動をすることは，思想の自由を具体的に行動にあらわしたにすぎないとしているが，この点にはやはり問題がある。又自主的に自分の考えを意欲的に表現すること，その手段として

活動しなければならぬとしている。その手段として生徒会の組織を通じて統一的の行動が出来なかったのは非常に残念であったとして彼等の責任を自覚している。いずれにしても自意識の高いところが表現されている。

参考の為，　A・B 両君の意見を次に述べる。

×　　×　　×

反　対

2 年　A

僕は生徒会として政治活動を行うことに反対する。

理由はまず第一に例え行ったとしても効果がないということである。世間一般のほとんどの人は高校生の政治活動を高校生の自主的立場からの運動と見ず煽動されてやっているとみている。ただし本校の生徒は自主的立場であることはたしかだ。

第二に僕らは現在，将来正しいことが常におこなわれる平和な世の中をこの地上に実現させる一員となるために勉強している。色々な機会に。今はどうしたら平和な立派な社会を築けるか，又それを築く一員となれるかを考える時期である。色々な勉強をしなければならない時である。民主主義とは何か。それさえわかっていない。もし，わかっていたとしても民主主義とは何かただ知識として知っているだけでは何にもならない。それを本当に自分のものとし身につけ日常生活の中にそれを生かしていく習慣をつけねばならぬ。今はその時期である。今の大人はその期間がなかった。だから非民主主義的なことを平気でやって気付かずにいる。僕らは日本の将来，世界の将来をしょってたつものである。いずれ大人達からバトンがわたされる。そのときまでに実力をやしなっておかねばならぬ。今は他にやることが沢山ある。今は土台をかためるときだ。土台をかためておかずに背のびすれば必ずたおれる。今はやらねばならぬこと，考えねばならぬことが沢山ある。実力をやしなわねばならない時期だ。

以上のような点から僕は生徒会として政治活動を行うことに反対する。

×　　×　　×

賛　成

2 年　B

まず高校生徒会が政治問題について討論することだが，これは教育基本法第８条第１項にも「政治的教養は，教育上これを尊重しなければならない」とはっきり記されている。校長先生もはっきりと「学校内での討論や研究活動は大いにやって下さい」と云っておられることであり，まだこんなことが分らないような生徒はいったい今まで何年間教育を受けてきたのか。

次に，個人的に政治活動をしている人のことであるが，これはまさに，憲法に規定され

ている思想の自由を，具体的に行動に移したのにすぎない。高校生は未成年であり，学生であるから勉強すればいいのだ，あるいは，何物かに煽動されているのだとの言葉がある。しかし，これこそ私達に敵対して云っているブルジョアジーの言葉を丸のみにしたものであり，全くナンセンスである。もし，私達が研究し討議した結果，それが自分達に直接関係する悪いものであると分ったならば，何らかの形でその反対であると云う気持を表明する必要があるのだ。そのためには，皆にも広く分ってもらうため，ただちに行動をおこして反対を表明する必要がある。その意味で民主主義擁護高校生行動委員会の行った街頭進出は意義のあるものだった。高校生には自主的判断が下せないという意見もあるが，全くこれは高校生を侮辱するものである。本人の自主的判断を疑いたい。

生徒会活動の一環として，警職法なりなんなりその他の悪法に反対を表明することの必要性であるが，それには次の言葉を思い起していただきたい。「平和々々のかけ声ばかりでは平和はやってこない。平和と云うのは，我々が腕をのばして摑みとのものである」全くこの通りだろう。もし私達が現在出されている警職法に全部の者が反対であったとしても，その意見を何らかの形で発表し，反対の行動に立ち上らなかったならば決して私達の考えを他の人へ伝えることはできない。日本が太平洋戦争に突入した時代を考えれば，この言葉の正しさが一層はっきり分るものと思う。国民一人一人の意見と云うものは非常に弱いものであるが，それをまとめたならば非常に強大なものになるのである。その意味で私達大多数の生徒が反対している警職法改訂について，生徒会という組織を通じて意見をまとめ，反対署名などを集めて，内閣総理大臣のもとまで提出すべきだった。現在，警職法はほとんど廃案になろうとしている。しかし，高校生徒会を単位とした立ち上りは，何一つとしてなかった。この点で私は，高校生の一員として非常に恥かしいと思う。現在まで私達の受けてきた教育は，自分のことに自分で責任を持てと云うことを第一に教えられてきたのである。この教育の成果を私達は何一つ表わしはしなかったのである。

× × ×

このような8月からの動きについて，学校はどのような指導態度で臨んだかというと，原水爆禁止運動と，勤務評定反対の運動においては，前者の，国民運動としての性格に反して，後者は，階級的運動としての色彩が濃厚であり，世論の動きも前者程支持がなかった。警職法改訂については，原水爆禁止運動とほぼ同様な国民運動としての性格であった。したがって，指導方針についても勤務評定反対運動については多分に禁止的な面があった。他方生徒も9月3日の都教育長面会の折に警官と衝突し，9月6日の抗議集会では，本校生は参加しなかったが，都内高校生4名の逮捕となって，その運動ははじめから異様は空気につつまれて危険を孕んでいた。9月15日の「教育ゼネスト」前後の指導については教職員自身の勤評問題に自校の生徒を利用するという社会の誤解を生む可能性もあり，いろいろな事情により結論として禁止的になる指導傾向であった。

「勤評反対高校生行動委員会」は，8月28日に都立大の集会で結成されたが，この委員会は個人の有志加入で，「原高連」のような学校の承認を受けたものでなかった。この点でも指導が以前のように行届かなかった。この委員会は他校との連絡機関であったが，本校の校内組織として，「民主教育擁護研究会」が新聞部，社研部の部員を中心とする約30名

の会員で夏期休暇の講習期間に結成された。これは校内の勤評反対運動の中核体であった。以前問題になった「平和を守る会」「平和友の会」的の任意団体であった。この団体については，生徒会の組織中に入れて指導し，組織の中に入らぬ場合は，学校としては暴走する心配があるので認めないとの結論がでた。

9月13日の都内高校生総決起大会を前にして10日に生徒会総会を開催し，勤評反対を決議して総決起大会に参加する方針で学校に生徒総会を要求したが，代議員会の議を経ていないため，総会は遂に開催されなかった。

校内における勤務評定反対の署名については，学校としては認めるも学校で認めていない民主教育擁護研究会の名での署名は禁止した。又社研部よりP・Rとして勤評について反対の趣旨のビラが撒布されたが，これもあらかじめ顧問に届出て，その許可を得たもののみ配布を許した。

9月13日の渋谷公会堂での集会を前にして12日その対策として臨時教官会議が持たれた。協議の結果，　1，特定の生徒の個人宅を訪問し説得して明日のデモに参加しないようにする。　2，ホームルームを通じて，行動に参加することを止める。　3，学校側としては，危険なデモ参加について禁止する方針の再確認を行った。つづいて，特定と思われる生徒10名が決定，これに教官12名が訪問することになった。

えんえんと4時から9時までの連続審議でこの決定となり，どんより曇った空の下を疲れた足をひきずつておのおの目的地に急いだ。この訪問教官には，たんに明日の行動に参加しないように説得するのみでなく，もし参加した場合は，処分を行うかもしれないことを伝達することであった。この教官の出発後残留教官のみで審議して，明日の第3時限の教科教官が出来るだけ説得して，行動に参加しないようにすることを申合せて解散した。

9月13日も緊急教官会議が午後1時に開催された。昨夜の情報交換と，生徒が渋谷公会堂の集会のみに参加を申出てきたのに対する回答が議題となった。議決として，集会参加については，デモに合流する危険が多分にあるから禁止する。15日の教育ゼネストについても本日の決定を適用することになった。集会の禁止は，原水爆禁止運動の時の指導方針である集会は許可するも，デモは禁止する態度の変更ではあるが，前述したように，この勤許反対の運動は過激であり，現在までに都立高校生は数人の犠牲を出しているし，又この13日の行動デーは必ずデモ行進が行われる結果，集会とデモの分離も実際上困難であり，指導教官が付添って行っても指導出来ない結果，このような指導方針の変更となったのであって，原則論としては，集会は認めるとの方針は，動いてはいなかった。

9月25日の全学連の主催するデモに本校より6名参加している。これについては，デモは，危険であるから禁止するとの原則に対する最初の違反者であり，校長が，参加生徒と父兄を呼んで厳重に説諭している。このデモも万一生徒の参加があってはとの思慮から2名の教官が指導に行っていた結果発見した生徒であった。10月13日の文部省に対する高校生の抗議についても，平穏にさえすれば，教育上問題はないので許可している。ただし夜になるとデモに参加する心配があるので5時に抗議団よりぬけでて帰校するように指導を与え，その夜の国会デモには参加しなかった。

警職法改正反対運動からは，10月17日の教官会議によって，集会とデモを分離して，集会を許可し，デモは，危険であるから禁止する方針を確認している。

警職法の改正反対運動は，国民世論の圧倒的な支持があったので，生徒会としても，10月

14日の代議員会でこの運動に参加すること，クラスでの討議，署名運動が可決され，11月26日の統一行動への参加と各校への呼びかけが決定されている。つづいて10月26日の役員会でホームルームで警職法について討議すること，署名をすること，ただし役員が行うこととなった。

この決定について，翌18日，代議員全員と係の教官とで話し合ったが結論がでなかった。むしろ悪い雰囲気で，このような性質の話し合いは多人数ですべきでないと反省させられた。21日の生徒総会でも警職法問題の討議は行われたが会の決定はなされず以後の会でも遂に警職法反対の生徒会決議はなかった。

校内における生徒の活動については，民主的教養を身につけさせ，将来の社会人として十分なる資格者たるため，生徒の自主性を尊重してやる方針である。如何なる社会集団においても，自己の行為が社会にうけ入られ，それによって社会が影響され変化されていってこそ，そこに自己が発見意識されてこそ，真にその社会に対して愛情が湧き，それにより社会に対する責任が生じてくる。

そして責任は，社会人としての使命を自覚して来る。このような態度たらしめるには，真の自由が必要であり，この自由あってこそ，この責任の態度，学校を愛する態度が身につくことになる。いたずらに禁止的，教訓的な言葉による指導は，このような青年期の行動力の満ち溢れている生徒にはむしろ慎しむべきものであろう。ただし自由と我儘を混同してはならないのであって，我儘の生徒の生活は乱れている。一般に，話し合っても誠実味が薄く，保身的である。このような生徒は本校の活動者の中に皆無ではないが，比較的少なかった。むしろ本校においては，例外に属している。

一般論として学生運動にたずさわる生徒に接する教師は，その叡智と，不正に屈しない勇気とが必要である。叡智がなければ情勢判断を誤り，その非科学的態度は，伸びる生徒の知性の芽生えを摘取ってしまう。真の勇気に欠けると，おそれる必要のない権勢に阿諛迎合し，先づ自己が卑屈になり，生徒の自由を奪ってその反抗心をおこさせ，又逆に我儘たらしめて，生徒をしてその行動を過激に導く結果となる。いずれにせよ，その自主性を失わせるのがおちである。又その指導は，ことの性質上，内面的，理論的であることが要求される。生徒をして腹の底から納得させなければ，その行動までは導けない。その心身に喰入った指導あってこそ，明朗な学校生活が営まれる。従ってその指導は，集団より個人指導に重点がおかれるべきである。前述したように生徒会の代議員と教師全員との懇談のような複数形式では，その発言は多分に極端にとはしり，一人一人で静かに懇談するときとは性格の違った結論が導き出されるおそれがある。こういった政治行為を含む微妙な内容は大きく許可か，禁止かの問題であり，発言者は，常に大衆を意識して，話しの運び方によっては，闘争的になり，群衆心理が作用して感情問題が根に残り取返しのつかぬ禍根を残すから注意が必要であろう。

以上簡単に一般論に入ったが，本校においては，原水爆禁止運動，勤務評定反対運動，警職法改定反対運動を通じて，その経験法則により確立してきた指導方針は，校内活動は，生徒の自主性を尊重して自由である。校外の活動においては，原則として集会は許可するもデモ行進は，高校生としては危険を伴うからからこれを禁止する，との態度である。

(B) 本校生徒の政治意識の調査

I. 研究の目的

本校における過去の生徒会活動の中での政治的な関心と，それに対する学校当局の処置に関する生徒の意識を調査研究すること，及び，あわせて，一般政治問題に関する意識を調査研究することを目的とする。

II. 調査方法

イ） A（生徒会活動に関するもの），B（一般問題に関するもの） 二種の質問紙形式で調査する。

ロ） 調査対象及び人員，は本校生徒1年より3年まで

A に関しては 1年 44名 2年92名 3年81名 計217名

B に関しては 1年155名 2年92名 3年81名 計328名

ハ） 調査期間は，昭和34年9月29日より10月2日まで

III. 結果の整理

A. 本校の生徒会活動に関して

1. あなたは，本校にける過去の生徒会活動の中で，原水爆禁止運動や勤務評定反対，警職法改定反対などの為の学生運動に対して，どのように考えますか。次の各質問に答えて自分の考えにいちばんあっているものの記号を一つだけ○で囲みなさい。又「その他」の欄には，もしあったら，自分で適当に書き込みなさい。

イ） わが校の過去の運動状況は

a. 積極的 b. 低調 c. 無関心 d. その他（ ）

（表1のイ） 活動状況

項目 ＼ 学年	1	2	3	総計
積極的	43.2%	43.5%	50.6	46.0%
低調	20.4	22.8	21.0	21.6
無関心	25.0	14.1	11.1	15.2
一部のみ積極的	2.0	11.9	13.6	11.1
その他	9.4	7.7	3.7	6.1
計	100	100	100	100

（表1のロ） イのまとめ

学年 ＼ 項目	1	2	3	総計
積極的	54.5%	55.5%	64.2%	56.7%
低調	20.4	22.8	21.0	21.6
無関心	25.0	14.1	11.1	15.2

積極的とするものが各学年共，過半数を占める。無関心のものが1年の25%から学年を追って減少（P<0.05で有意）しているのは，生徒会活動に対する実際的経験の有無に関係するものと考えられる。

ロ）　わが校の現在の学生運動の状況は

a.　積極的　b.　低調　c.　無関心　d.　その他（　　）

（表2のイ）　現在の運動状況

項目＼学年	1	2	3	総計
積極的	13.6	8.7%	6.2%	8.8%
低調	50.0	71.7	69.0	66.5
無関心	25.0	10.9	18.6	16.6
一部積極的	0	4.4	1.2	2.1
その他	11.4	4.3	5.0	6.0
計	100	100	100	100

（表2のロ）　イのまとめ

項目＼学年	1	2	3	総計
積極的	13.6%	13.0%	7.4%	11.0%
低調	50.0	71.7	69.0	66.5
無関心	25.0	10.9	18.6	16.6

現在低調とするものが，どの学年でも半数から3分の2強を占めている。又，無関心の回答と考え合わせると生徒会活動に対しては現在1年生の意識が最も低く，2年生において最も高いと判断され，これらの差はつまり，生徒会活動の経験或は社会科教育におけるその効果のあらわられではなかろうか。

ロ）　の質問で「低調」と回答した理由を次から選んで，あっていると考えるものの記号をいくつも○で囲みなさい。

a.　一時的な熱中現象であったため，今は熱がさめてしまったから。
b.　一部の生徒だけの運動で，他の多くの生徒には，ほとんと関心がないから。
c.　外部からの連絡がないから
d.　勉強が忙しいから
e.　進学や就職にさしつかえるから
f.　運動の対象となるような問題がないから
g.　もともと低調だったから
h.　学校側の圧迫が非常に大きいから
i.　その他（　　）

（表 3）　低調の理由

学年 / 項目	1 (22名)	2 (66名)	3 (56名)	総計 (144名)
a	13.6%	44.0%	21.4%	30.5%
b	86.5	84.9	75.0	81.2
c	4.5	3.0	5.4	4.2
d	45.5	10.6	21.4	20.1
e	28.2	21.2	5.4	16.0
f	0	7.6	7.1	6.2
g	4.5	9.1	5.4	7.0
h	9.1	10.6	21.4	14.6
i	4.5	10.6	19.6	13.2

現在低調の理由として各学年共に，「一部生徒のみの運動のため」とするものが大半を占めている。その他「一時的な熱中」とするものも3分1のほどいる。この両者に回答したものも比較的多かった。「進学や就職に差支えるから」と考えたものが，むしろ学年と共に減少している（$P<0.01$ で有意）のは過去における活動の中心が現3年生であった事，従って，生徒会活動というものへの意識或は認識の深さの相違が大きく関係しているのであろう。つまり，過去において多くの体験を持つことのできた3年生（上級生）は，生徒会活動に対する本質的な理解があり，その重要性を認識していると考えてよいであろう。それは又，「勉強が忙しいから」という理由が，1年で45.4%．逆に3年では21.4%となっていることなどからも裏付けることができる。又「学校側の圧迫による」と考えるものが運動の中心であった3年生で 21.4% 存在することは，やはり学校の方針と，それらの生徒との間に，何らかの喰いちがいがあることを物語っている。

ニ）　わが校においては，過去に，平和運動に関する自主的な運動団体を作ろうとする活発な動きがありましたが，その試みは，生徒大会において，常に否決，あるいは流会などによって阻止されています。その理由をあなたはどう考えますか。

a.　そのような団体を作ることは，学生としては行き過ぎだと考えるから。
b.　危険団体と見られるから。
c.　デモなどに参加したりするかもしれないことがいやだから。
d.　勉強が忙しくて，それどころではないから。
e.　将来の進学や就職にさしつかえるから
f.　何となく気のりしないから
g.　無関心
h.　その他（　　）
i.　新にクラブに加入されると予算をとり，従って自分のクラブの予算がけずられるから
j.　一部の人達の自分勝手な動きだから

（表 4）　平和団体阻止の理由

項目＼学年	1	2	3	総　計
a	38.6%	38.0%	40.7%	39.2%
b	6.8	9.8	11.1	9.8
c	20.4	21.8	19.7	20.7
d	20.4	9.8	7.4	11.0
e	25.0	16.3	14.8	17.5
f	13.6	23.9	11.1	17.2
g	29.5	17.4	23.4	22.1
h	9.1	21.8	21.0	18.9
i	2.3	0	0	0.5
j	25.0	35.8	39.5	35.0
無　答	0	0	8.6	3.2

「学生として行き過ぎ」や「一部の人の動き」とするものが，それぞれ 40%から 30%以上を占め，「デモ参加へのおそれ」なども比較的多く，20% 前後存在する。又，「気のりしない」「無関心」を合計するとやはり 40% 前後にのぼり，結局，生徒の相当多数のものは，現行の生徒会における学生運動的な動きには批判的であり又，関心も薄いと考られる。

尚，ここで，目につくこととしては，「勉強の忙しさ」及び「将来の進学や就職」と結びつけて考えているものが高学年ほど少い（P<0.01 で有意）ことは，ハ）の結果と考え合わせ，やはり経験による認識の相違によるとのえられる，又，「一部の人達の動き」とするものがむしろ高学年程高い（P<00.1 で有意）のは過去の運動における指導的立場の生徒に一つの反省の資料を与えることにもなろう。

2.　本校の生徒会活動に関する学校側の態度について

イ）　本校における過去の生徒会活動のうちで，原水爆禁止や勤評反対などの運動に関する学生運動に対して，学校側のとった指導措置は，大体次のようなものでした。そして将来もまたこの方針通り行きたいと考えます。

（1）　校内における活動は生徒の自主性にまかす。

（2）　校外における活動は

（イ）　集会参加は許可する

（ロ）　デモは危険だから許可しない

以上のような学校の方針に対して，あなたはどう考えますか

a.　非常に満足している

b.　大体満足している

c.　あまり満足しない

d. 全く不満である
e. 無関心
f. その他（　　）

（表５のイ）　学校の方針への生徒の態度

項目＼学年	1	2	3	総計
非常に満足	22.7%	11.9%	22.2%	18.0%
大体満足	56.8	55.4	45.7	52.0
あまり満足しない	11.5	14.1	12.3	13.0
全く不満	4.5	4.4	11.1	6.9
無関心	4.5	8.8	8.7	7.8
その他	0	4.4	0	0
計	100	100	100	100

（表５のロ）　イのまとめ

項目＼学年	1	2	3	総計
満足	79.5%	67.4%	68.0%	70.0%
不満	15.9	18.5	23.4	19.8
無関心	4.5	8.8	8.7	7.8

生徒の大多数（各学年共３分の２以上）が満足しているが，不満とするものも学年を追って増加し，３年生では約４分の１にもなることは，やはり実際に運動の中心となった生徒達として，あり得る事であろう。そして，この不満の原因が果して正当な意識に基づくものか，或は，過激な考え方に基づくものであるかを充分に検討することも，今後の一つの課題でもあろう。ただし，不満の原因は，集会デモ一切禁止すべきだといった，禁止を望むものでなく，デモも合法であるなら参加を許可すべきであるといった主張に対する学校の集会のみ許可する方針に不満であったことを意味するものである。

イ）　本校生徒会活動における学生運動に対する学校側のの今後の方針あるいは態度について，こうして欲しいと思うことがありますか。
もしあったら，簡単に書いて下さい。
（　　）

無答が約３分の２を占めているが，それを除き，最も多い回答が「教師生徒間の理解・協力」であり，これは学年を追って増大している。（$P<0.05$ で有意）

次いで「生徒の自主に任せよ」が多く，「現状維持」「その他」となっている。

もう少し，詳細に各項目についてみると，「理解協力」の項では（教師・生徒の話し合いの機会を多く持て），（教師がもっと生徒の中にとけこみ，生徒の活動にも参加し，むしろ正しい運動を指導せよ），（教師・生徒一丸となって文部省の圧力に対せよ），（問題をとりあげ，社会科の時間に討論し，考え合う），（おさえるよりむしろ話し合い，指

（表 6）　学校側への希望

項目＼学年	1	2	3	総計
教師・生徒の相互理解・協力をのぞむ	9.1%	18.5%	23.4%	18.4%
生徒の自主性に任せよ	9.1	7.6	17.3	11.5
現状維持	4.5	8.6	7.4	7.4
その他	9.1	4.4	9.9	7.4
無答	72.7	65.2	59.2	64.5

導する態度をのぞむ）等の意見が多かった。

又「自主」の項では（校内での自治活動には無干渉）（デモ禁止を解き，集会参加を自由にせよ）等であった。

尚，無答が学年を追って減少しているのも，一応関心の度合が高学年になる程高いことを意味すると考えてよいであろう。

ハ）　学生運動に関する学校側の態度としては，一般に次のような別があると考えられます。あなたはそれについて，どのやり方に賛成ですか。

a.　一切の活動を禁止する。
b.　一切の活動を生徒の自主性にまかして，干渉しない。
c.　その都度，適当な指導助言をあたえる。
d.　その他（　　）

（表 7）　学校側の方針に対する生徒の態度

項目＼学年	1	2	3	総計
禁止	0%	0%	1.2%	0.5%
放任	18.2	19.6	22.2	20.2
指導	77.2	69.5	66.6	70.0
その他	4.6	10.9	11.0	9.7
計	100	100	100	100.4

全般的に学年差はなく，「指導助言」が，3分の2以上を占めているが，「放任」も比較的多い。（20% 前後）

一応，望ましい方向にあるると考えてよいであろう。

3.　一般の学生運動についてあなたはどう考えますか。

イ）　あなたは，高校生の学生動運について，どう考えますか。

a.　全校生が参加すべきである。
b.　高校生のうちは学問のみに専心すべきである。
c.　参加することが必要とは考えるが，自分から進んで行動はしたくない。

d. 無関心
e. その他（　　）

（表 8）　一般学生運動についての意見

項目＼学年	1	2	3	総計
参加すべし	20.3%	10.9%	23.4%	17.5%
学問に専心	18.2	11.9	9.9	12.4
必要と思うが行動したくない	11.5	28.2	21.0	22.1
無関心	9.1	6.5	8.7	7.8
自由意志	31.8	15.2	16.0	20.8
その他	9.1	27.3	16.0	17.5
計	100	100	100	100.1

ここでも学年間の差は顕著でないが，すでに見てきたと同様に，「学問のみに専心すべし」が，学年を追って，減少するのは社会的或は政治的意識の高まりと考えてよいであろう。又それであればこそこの学年における政治教育の重要性が痛感させられる。

全般的に見て，「参加」に賛成のものが3分の1以上を占めるが，その中の半数以上は「自分から行動はしたくない」と考えている。

又「自由意志に任せて，強制すべきでない」とするものも比較的多く，結局，総合して，反対意見は非常に少ないが，反面積極的な意欲もまた少ないと言えよう。

ロ）　イ）のCに回答したものだけが答えること

イ）のC（必要とは考えるが行動はしたくない）の理由を次から選んで，あなたの考え方にあっているものの記号をいくつでも○で囲みなさい。

a. 学生運動と勉強は両立しないから。
b. 将来の進学や就職にさしつかえるから。
c. 積極的にやろうというほどの熱意はないから。
d. はずかしい気がするから。
e. 親に叱られるから。
f. 先生ににくまれるから。
g. 危険団体と世間から見られるようになるから。
h. その他（　　）

ここでは頻数のみで表わしたが，全般的に「積極的な熱意なし」が大半を占め，知識の上では理解出来ても態度を律するものでの関心事でないとしているものと，一応理解出来るが進学就職の為の勉強に追われるから行動する時間がないという積極的な意味づけをしたものとの二通りにわけられる。

ハ）　あなたは「全学連」はあった方がいいかどうかについて，どう考えますか。

（表 9 ）　必要であるが行動したくない理由

項目＼学年	1 （5名）	2 （26名）	3 （17名）	総計（48名）
a	2 名	8 名	3 名	13 名
b	3	9	2	14
c	3	17	13	33
d	0	1	0	1
e	0	2	0	2
f	0	1	0	1
g	1	3	1	5
h	0	3	3	6

a.　積極的に支持する。（あったがいい）
b.　考えている方向はいいが，行動には問題がある。
c.　絶対に反対である。（ない方がよい）
d.　無関心。
e.　その他（　　）

（表 10）　全学連について

項目＼学年	1	2	3	総計
支持	15.9%	13.1%	21.1%	16.6%
行動に問題あり	50.0	60.8	44.4	52.5
反対	6.8	4.4	3.7	4.6
無関心	18.2	15.2	23.4	18.9
その他	9.1	6.5	7.4	7.4
計	100	100	100	100

a. b. 両者を総合すると，存在意義を認めるものは，生徒の 3 分の 2 を占め，反対はきわめて少数にすぎない。しかし，その行動に疑点を持ち，批判的であるものが全生徒の過半数を占めていることは，注目すべきである。

ニ）ハ）の b.（考えはよいが，行動には問題がある及び c.（ない方がよい）に回答した人は，その理由を簡単に書いて下さい。

理由（　　）

「行動過激」（すぐデモに訴えたり挑発的行為が多く，自己の行動に反省がない）（行動が過激でヒロイズム的熱病にかられている）とするものが最も多く「一般の支持をうけよ」（一般学生や国民からうきあがっている，もっと彼等の意志の代表となるべし）（単なる政府攻撃や派閥闘争に終始せず，若い世代の光明ともなれ，）がそれに次ぎ，「学生らしくあれ」（行動よりむしろ理論的研究と闘争を行え）（学生らしく冷静に社会の矛盾をみつめ，）

（表 11）ハ）　の b. c. の理由

項目＼学年	1	2	3	総計
行動過激	15 名	33 名	16 名	64 名
一般の支持うけよ	11	13	16	40
学生らしくあれ	7	11	4	22
その他	7	6	1	14

一般大衆や学生の目を開く努力をせよ）がその次に多かった。

これらの全学連批判には，一部生徒の意見としてはもちろん世間的良識としても傾聴すべきものが多い。

ホ）　現在高校の間では，大学における全学連のような組織がまだできていません。そこで，都高等学校連合（都高連）を作ろうとする試みが行われていますが，あなたは，それに対してどう考えますか。

a. 賛成　b. 反対　c. 無関心　d. その他（　　）

（表 12）　都高連について

項目＼学年	1	2	3	総計
賛成	52.3%	34.8%	38.3%	39.6%
反対	11.4	25.0	28.4	23.5
無関心	25.0	22.8	28.4	25.4
その他	11.4	16.6	0	9.2
無答	0	1.1	4.9	2.3
計	100.1	100.2	100.0	100.0

賛成者が，大体3分の1以上を占めるが，反対と無関心が，それぞれ約4分の1もある事も注目しなければならない。尚，賛成の中にも（現在の全学連のようなものでないこと）（全学連などとの連絡は持たず高校独自であること）などの全学連への批判を含んだ条件付賛成がかなりあった事は，大切なことである。

結局全般的に，意見が大きくわかれていることは，都高連というものの性格が，まだ充分に理解されていず，皮相的な判断に陥っている為であるという感がする。

へ）ホ）で b.（反対）に回答した方は，その理由を簡単に述べてください。

理由（　　）

最も多かったものは「高校生として不要」（いろいろな点で未熟な高校生では，有意義なものはできないし，又不要である）（高校生として行きすぎである等であり，次いで，「一部の手先のおそれ」（全学連や，一部政治団体の手先として利用されるおそれがある）とするものが多った。

（表 13）　都高連反対の理由

項目＼学年	1	2	3	総計
高校生として不要	4 名	12 名	13 名	29 名
一部の手先のおそれ	1	9	3	13
一部のもののみの運動	0	3	4	7
その他	1	2	6	9

B.　一般政治問題に関して

1.　イ）次にあげたいくつかの項目は最近において，新聞の政治面をにぎわした問題のうちから，ひろいあげたものです。それらについてあなたはどの程度，関心をもっていますか。各項目についてあなたの関心の程度を答えてください。（欄に○を書きこむ）

項目	非常に関心がある	少し関心がある	無関心
a 原水爆実験禁止			
b 教職員勤務評定			
c 警職法改定			
d 日米安全保障条約改定			
e 軍備完全撤廃			
f 日中貿易促進			
g 北鮮人帰還			
h 社会党の内紛			
i 英国選挙における保守党の勝利			
j 米ソ両巨頭会談			

この採点方法は，「非常に関心」＋2点「少し関心」＋1点「無関心」－1点として得点を合計し，それを，全部「非常に関心」とした場合の総得点に対する百分率で表わした。

各学年の基準得点は，1年から，それぞれ310点．184点．162点．総計は666点である。

全体的に学年間の顕著な差はない。特に関心の強いのは「原水爆問題」であり，次いで「軍備撤廃」「安保条約」「警職法」などが多い。

（表 14）

項目＼学年	1 (310)	2 (184)	3 (162)	総計 (666)	順位（総合）
原水爆	79.0%	74.5%	83.3%	81.6%	1
勤評	47.7	58.2	59.9	52.8	7
警職法	61.5	59.3	72.1	62.5	4
安保条約	75.5	55.4	64.2	65.7	3
軍備撤廃	70.0	66.3	68.0	67.4	2
日中貿易	50.0	47.8	52.5	49.2	8
北鮮人	38.4	17.9	29.6	30.0	9
社会党	58.0	56.0	52.5	55.2	5
英国選挙	22.3	8.1	21.6	17.9	10
米ソ会談	70.0	42.8	64.5	53.9	6

それからややさがって「社会党内紛」や「勤評問題」「日中貿易」などがあり「北鮮人送還」や「英国選挙」への関心は非常に少ないことがわかる。

ロ） その他，最近の政治的問題に関して，あなたが特に関心を引かれたものがあったら，項目だけを書いてください。（いくつでもよい）

（表 15） 他の政治問題への関心

水害問題及びそれに対する政府の対策	24 名	宇宙ステーション打上げ	8 名
チベット及び中印国境問題	19	ラオス問題	8
砂川事件	18	都知事退職金	7
アルジェリア問題	10	李ライン問題	6
諸物価値上げ	9	松川事件	6
自衛機問題	9		

表 15 は全学年を通しての頻数の多い順から並べたものである。6 名未満は省略，国内問題では「水害対策」「砂川事件」「値上げ」「自衛隊」など。国際問題では「チベット・中印の紛争」「アルジェリア問題」「ラオス問題」などの民族主義的動きや「宇宙ステーション」などに関心が多いことを物語っている。

2. あなたは，次の問題に，賛成ですか，反対ですか。それに回答し，更になぜそう考えるかの理由を簡単に書いてください。（無関心の人は理由欄に無関心と書く）

イ） 原水爆実験の禁止 a. 賛成 b. 反対 c. よくわからない。

理由（ ）

（表 16）　原水爆実験について

項目＼学年	1（155名）	2（92名）	3（81名）	総計（328名）
賛成	99.4%	98.0%	98.7%	98.8%
反対	0	1.0	0	0.3
よくわからない	0	0	0	0
無関心	0.6	1.0	0	0.6
無答	0	0	1.3	0.3
計	100	100	100	100

当然の結果ではあるが，ほとんど全員が実験禁止に賛成である。その理由の中で，最大のものは（人類の悪影響・ひいては滅亡へのおそれ）であり，次いで（戦争のための武器として使われる）（平和こそ最大のねがい）更に（人道的見地から）（すべての人の幸福をおびやかしてはいけない），などが多くなっている。しかし，この結果から判断して，ヒューマニテイの立場に立つ，原水爆反対への深い意識が，まだ不充分なのではないかとの反省も考えられる。（これは一般の反対運動にもあてはまるのだが）

（表 17）　賛成理由

項目	賛成	項目	賛成
賛成人類への害人類滅亡	174名	死にたくない	9名
人道的見地	41	その他	13
平和希求，戦争反対	72	無答	21
言う必要なし	38		

ロ）　教職員勤務評定

a.　賛成　b.　反対　c.　よくわからない　理由（　　）

（表 18）　勤評問題について

項目＼学年	1	2	3	総計
賛成	16.1%	11.9%	4.9%	13.1%
反対	45.1	54.4	75.4	49.7
よくわからない	28.4	28.3	13.7	28.0
無関心	8.4	5.4	2.5	7.3
無答	2.0	0	2.5	1.9
計	100	100	100	100

反対意見を持つものが約半数を占め，高学年ほど多い（$P<0.01$で有意）が，1，2年では「よくわからない」とする者の数も割合多い。又賛成は全体では13% であるが，学年が下ほど賛成が多くなっている。（有意）

（表 19）　勤評への態度理由

賛成		反対		よくわからない	
教師の質の向上の為	24名	思想統制のおそれ	66名	内容をよく知らぬ	14名
どこの社会にもある	8	正しい自由の教育のため	56	両者一理あり	20
その他	6	評定する人も人である	25	無関心	7
無答	3	その他	21	その他	15
		無答	14	無答	38

賛成理由の主なものは（教員らしくないものが多いから，教師の質の向上の為にも刺激が必要である）（どこの社会でも評価はある。教師だけが例外な理由はない）などであり，反対理由としては（教育の中央集権化と，政府による思想統制のおそれがある）（教育への政治の介入と，過去への逆行）（正しい自由な教育ができなくなる）（教師の自由がなくなり教育にも影響する）（評定を行う人も人間であり，正しい評定は不可能であり，又無価値である。）などがあげられている。更によくわからないとする理由では（内容をよく知らない）（両者とも一理あり，判断に苦しむ）（評定は必要と思うが方法的に完全なものがない）などがあげられている。

ハ）　警職法改定

a.　賛成　b.　反対　c.　よくわからない　理由（　　）

（表 20）　警職法について

項目＼学年	1	2	3	総計
賛成	9.0%	7.6%	4.9%	7.6%
反対	64.5	59.8	75.3	65.8
よくわからない	21.9	28.3	13.6	21.6
無関心	3.9	3.3	2.6	3.4
無答	0.7	1.1	2.6	1.6
計	100	100.1	100	100

反対意見が約3分の2を占め，賛成は10%に満たない。又「よくわからない」とする人も20%以上ある。賛成理由の主なものは（治安維持には警官の権限をもう少し高めなければならない）が大部分であるが（人権をおかさない事）という条件が付いているものが

（表 21）　警職法への態度理由

賛成		反対		よくわからない	
治安維持に必要	22名	権力統制の具	144名	内容をよく知らぬ	15名
その他	1	逆コース	16	両者一理あり	13
無答	2	革新陣営の圧迫	8	無関心	4
		一考を要す	15	その他	1
		言をまたず	4	無答	37
		その他	12		
		無答	26		

多い。反対理由としては（政府の権力統制の具となるおそれがある）（基本的人権をおかされるおそれがある）（昔の治安維持を連想させる）（オイコラ警察はもういや）（無意味な復古政策，逆コースである）（民主主義をおかす）（あいまいな法律は特に考慮せねばならぬ）（革新陣営を圧迫しようとする政府の意図である）などが多い。又「よくわからない」とする理由には（内容をよく知らない）（両者共一理ある）などの答があげられている。

ニ）　日米安保条約改定

a.　賛成　b.　反対　c.　よくわからない　理由（　　）

（表 22）　安保条約について

項目＼学年	1	2	3	総計
賛成	23.9%	6.5%	7.7%	15.5%
反対	42.5	50.0	60.5	49.0
よくわからない	30.3	33.7	24.7	29.9
無関心	3.3	6.5	3.7	4.3
無答	0	3.3	0.2	1.3
計	100	100	100	100

全体的にみて賛成は約15% 反対が50% よくわからないが30% を占めているが，学年を追ってみると賛成と反対の意見がちょうど逆の傾向になっている事が注目される。即ち，

（表 23） 安保条約への態度理由

賛成		反対		よくわからない	
日本発展のために	9名	世界平和のため	89名	内容をよく知らぬ	25名
平等に改正	28	中立化へ	38	両者一理あり	17
撤廃への道程	5	撤廃せよ	17	無関心	8
その他	3	日本の立場の悪化	22	その他	1
無答	5	その他	13	無答	46
		無答	5		

賛成は学年の逆に，反対は学年とともに増大していく傾向が見られる。

賛成理由の主なものは（現行不平等な条約を改正し，対等の立場で平等に結べ）（日本の発展の為にアメリカとの提携は必要）（完全廃止への一つの道程として必要）などである反対理由としては（世界が平和になろうと努力している時，逆コースを行く軍事条約は不要）（趣旨が戦争を前提としているが憲法違反であり，国の発展はそこにはない）（双対的義務により日本はむしろ危険な立場にひきずりこまれる。）（日本の軍国主義の復活である）（不平等，無意味な条約は即時徹廃せよ）（日本は米国の植民地にあらず，独立国として中立な立場を行け）（核武装は反対）等が多い。「よくわからない」の理由では，やはり（内容を知らぬ）が多く，（両者一理あり判断に苦しむ）が多くなっている。

3. あなたは，現在の日本の政治についてどう考えますか。

イ） 今の政治のあり方に

a. 満足している． b. 満足していないがしかたがない。 c. 非常に不満である。
d. 無関心。

（表 24 のイ）

項目＼学年	1	2	3	総計
満足	1.9%	0%	1.2%	1.2%
しかたがない	27.8	26.1	18.5	25.0
不満	63.2	69.5	74.0	68.5
無関心	5.8	2.2	6.3	4.9
無答	0.3	3.2	0	0.9
計	100	100	100	100.5

（表 24 のロ）　イ）のまとめ

項目＼学年	1	2	3	総計
満足	1.9%	0	1.2	1.2%
不満	91.0	95.6	92.5	93.5

ほとんどすべての生徒が不満を感じている。

ロ）　イ）の問題に関して，あなたの回答の理由を簡単に書いてください。

理由（　　）

（表 25）

項目＼学年	1	2	3	総計
私利私欲	82名	46名	36名	164名
対米依存	8	1	2	11
反動的	19	6	5	30
その他	15	14	17	46
無答	11	6	17	34

（表 26）

項目＼学年	1	2	3	総計
あきらめ	10	9	5	24
他よりまだよい	16	2	0	18
その他	12	8	3	23
無答	4	4	5	13

「満足」の理由はきわめて少ないので割愛した。

「しかたなし」との理由では，（だれでも同じ）（今更どうしょうもない）（よくなることは望めない）などの「あきらめと」（他の政党よりはまだよい」などが多い。

「不満」の理由では(汚職をやり，私利私欲・党利党略に終始し，国民のための政治を忘れている)(信頼し得る真の政治家はなく，政治屋のみである)(国費のむだづかいをやり，公約は実行しない)(身辺の生活の問題にも目を向けよ)などや，(独立国としての外交方針を持たず，米国の植民地政策にまよわされている)，更に(軍備への予算を拡充し再軍備・逆コースへの道をたどつている)(反動的政策が多い)(屈辱的安保条約を結んでいる)などの批判が多くを占めている。

ハ）　あなたは，日本の現在の政治家に，特にどんな事を望みますか。簡単に書きなさい。

（表 27）　政治家への希望

項目＼学年	1	2	3	総計
私利私欲すてよ	71名	41名	20名	132名
人間的な立派さ	20	10	7	37
日本独自の道を	7	6	2	15
世論をきけ	8	2	6	16
大局的見地	6	4	5	15
公約実行	12	4	2	18
退職要求	4	5	7	16
その他	33	19	26	78
無答	19	14	10	43

最も多かったものは（清潔・誠実であり私利私欲・党利党略に走るな）（国民の為を思い政治への情熱と理想をもて）（大多数の幸福を考え，中小企業や農民に手をさしのべよ）（社会保障を確立せよ）等であり，次いで（勉強し，良識をもち，新しい政治への卓見を身につけよ）（信念の人であれ）（人間的な成長を望む）等の人間性への要求が多い。次いでは（公約実行），更に（世論に耳を傾け真の国民の要求を知れ）（常に大局的見地に立って事を判断し小事にこだわるな）又，（速やかに国交を回復し，世界の友好に努力せよ）（あくまで日本独自の道を行き，アメリカ一辺倒をやめて中立政策を徹底せよ）などの要求もある。

又(ただちに全員退陣し若い世代へバトンを渡せ)などの意見も見られた。「その他」は多くの分野にわたっているので割愛するが，後に述べる4の「もしあなたが総理大臣であったなら」の回答を反映するものが大分であった。

ニ）　今の日本であなたの好きな政党，きらな政党をあげ，そのわけも簡単に書いてください。もしなかったら「なし」と書いてください。

①　好きな政党（　　）
　　その理由（　　）

（表 28）

項目＼学年	1	2	3	総計
自民党	5.2%	3.3%	2.5%	3.9%
社会党	20.6	25.0	19.8	21.6
共産党	1.3	3.3	4.9	2.7
なし	67.0	56.5	61.8	62.8
無答	5.9	11.9	17.3	7.1

「なし」と答えたものが3分の2近くを占め現存政党への不信を物語っている。

各党については社会党に回答したものが約20%あり，自民，共産両党は非常に低い。（両党共4%未満）

（註）　2つ以上の党を書いているものがあるので計が100%を越えている場合もある。② についても同様

（表 29）

自民党		社会党		共産党	
他の政党よりまだまし	4	社会主義がよい	21	プロレタリアの代表	4
主義がよい	6	自民党よりまし	14		
		国民の代表である	12		
		軍備反対	4		

回答人数が少数であるので頻数のみをあげておく，自民党に関しては（主義・政策が好き）（他よりまだまし）などわずかに見られる程度である。

社会党に関しては，（その主義・主張が社会主義であるのがよい）（民主主義を守る）（議会政治を守る）（国民の意見や利益の代表となってくれる）（軍隊撤廃に賛成）などがあるが（自民党よりまだまし）という回答があることも忘れてはいけない。尚，社会党中特に右派・西尾派が好きとしたものが何人か見られた。共産党については（プロレタリア代表である）とするものが見られた。

② きらいな政党（　　）

その理由（　　）

（表 30）　きらいな政党

項目＼学年	1	2	3	総計
自民党	34.2%	34.8%	39.5%	35.7%
社会党	15.5	8.7	9.9	12.2
共産党	14.8	7.6	12.3	12.2
全政党	12.3	7.6	9.9	10.4
大日本愛国党などの右翼	7.2	0	13.6	6.7
なし	27.1	38.0	33.3	31.7
無答	10.3	14.2	13.6	12.2

最も人気のないのは「自民党」で3分の1以上の生徒が回答している。「社会党」「共産党」は共に約10%で，なしとしたものが3分の1あるが，これは，むしろ無関心の「なし」と考えてもよいと思う。

（表 31）　きらいな政党への理由

自民党		社会党		共産党	
資本家や特権階級とのみつながる	21名	反対闘争にあけくれる	7名	民主主義のはかい	12名
政争内紛と不正	23	総評の言いなり	7		
反動的	17	内部腐敗	4		
現在の政治は腐敗している	10	内紛	3		

回答人数が非常に少ないので，その中から特に目立ったもののみを表にかかげてみる。

自民党に関しては（一部特権階級や大資本家とのみつながり彼等の利益のみはかり，国民の為を思わない）（政争や内紛にあけくれ，汚職に満ちている）（復古的・反動的な政策をかかげ帝国主義への逆コースを歩いて国民を紛争の中にまきこもうとする）等の意見理由が多い。

社会党については（反対のための反対に終止し，真の政治を忘れている）（総評の言いなりになってだらしがない）などが多い。

共産党については，（暴力的，秘密的であり民主主義或は議会政治を破壊するものである）が多かった。なおここにあげていないが，全政党に対して（信頼に足るものなし）（くさりきったものばかりである）（真に国民を思う政党がない）等の回答が特に多かった。

4.　もし，今あなたが総理大臣であったなら，特にどんなことをやってみたいと思いますか。3つだけあげてください。

1）　　2）　　3）

回答はきわめて多方面に分散しているが，その中での目立ったものをまとめて表にする。

（表 32）　もし総理大臣であったなら

社会保障制度の完備	82	世界の軍備完全廃止	25
治山治水	54	貿易促進	24
自衛隊廃止	48	三悪追放	21
国民生活の安定	44	科学技術振興	18
道路・下水・土木の完備	37	大企業国営化	16
対外友好	34	教育制度改善	16
中立政策	33	社会主義化	15
公共・文化・教育施設の拡充・改善	25	住宅難解決	14
安保条約破棄	14	都市計画の整備	10
完全雇用	13	国土開発	10
産業振興	12		

特に大きくあげられるものは「福祉国家建設」であり（社会保障制度の確立）（最低生活の保証）（国民生活水準の引上げ）（経済的安定化）（完全雇用）などの夢が盛られている。

次いで「文化生活のための諸施設の完備」であり（土木事業や文化・教育施設）（都市計画）（住宅難解決）などにそれを見ることができる。又「民族独立」（世界の中道を歩む）（永世中立）（対共産圏友好）（安保条約破棄）（共産立国）（対ソ，中共貿易の促進）（科学技術や諸産業の振興）（大企業国営化）なども多い。

更に「軍備撤廃」（自衛隊廃止）（自衛隊の土木工事隊化）（世界軍備撤廃）なども大きくとりあげられている。

これらはいずれも，政策或は，政治的意識についての生徒の関心を或程度反映しているものと言えるであろう。

3 各学校へのアンケートのまとめ

I 「全国高等学校生徒会連合」（全高連）東京都は都高連について。

A ○ 必要である。

○ 必要でない。

その理由

B 必要であるとした場合の問題点はなにか。

○ 規約上に問題がある。
○ 外郭団体との関係に疑念がある。
○ 指導体制に困難がある。

II 学生運動の指導について

○ 一切の活動を禁止している。
○ 一切の活動を生徒の自主性にまかしている。
○ その都度指導助言をあたえる。

III 例えば警職法改正反対運動の際に

○ 生徒会の運動として取上げた。
○ クラブ（社研部）等の運動として取上げた。
○ 特に目立った動きはなかった。

（A） アンケート回答率

府県名	送付数	回答数	回答率（%）
東京都	28	13	46.5
兵庫県（神戸市）	8	5	62.5
愛知県（名古屋市）	4	3	75.0
高知県（高知市）	8	3	37.5
東京府	5	3	40.0
大阪府	5	2	20.0
計	58	1	46.5

(B)　結果の整理

I 「全国高等学校生徒会連合」（全高連）「東京都高等学校生徒会連合」（都高連）について

必　　要	2校	7.4%
不　　要	22	81.5
中 間 派	2	7.4
そ の 他	1	3.7

A　必要理由は回答がなく「その他」では（発生の必然性を認める）が1校あった。不要理由を次に述べてみると（高校生としては，思想的その他で未熟な点が多く，客観的・全般的判断が無理でありその段階でない）が4表（上と同様な理由で大きな連合はまだ時期尚早だし校内活動でさえも不充分で指導統制も不可能）が4校（指導上の利点もなく，特に必要も認めない）が3校その他（多忙で時間的余裕なし）（地域的結合のみで充分）（就職に影響）（一部左翼の干渉を恐れる）（内容がはっきりしない）（学生運動の限界と私立学校の特殊性）などがあげられた。この結果は，生徒の意識調査における高校生徒会連合の必要性（Aの3のホ）に関する生徒側の態度と相反しているものであることに注目すべきである。ここに今後の生徒指導上における一つの問題点がひそんでいると思う。

B　必要であるとした場合の問題点は何か

規約上に問題がある	1 校
校外団体との関係に疑念がある	1
指導体制に困難がある	4
その他　（多少教師の指導が必要）	1

ここでは，指導体制の困難をあげている学校が多いが，その一つの意見として（他校生の参加は指導権がないので支障あり）とする回答がある。

II　学生運動の指導について

一切の活動を禁止している	5 校
一切の活動を生徒の自主性にまかしている	1
その都度指導助言を与える	21

「指導」型の学校が78% を占めるが，これは本校の生徒の希望と一致している。A. 2.（ハ）. C. その都度適当な指導助言を与えることを70%　生徒がが要求しているが，この要求と合致している点は興味がある。

尚「禁止」校の中で（学問思想の研究は認めるが政治活動は認めず）（学生運動は，高校生が参加すべきものでない）と回答した学校もある。

例えば警職法改正反対運動の際に

生徒会の運動としてとりあげた	1 校
クラブ（社研部等）の運動としてとりあげた	5
特に目立つた動きはなかつた	20
無　　答	1

クラブ活動としてとりあげた学校の中で（あくまで研究であり，運動にならぬ様注意した）ものもある。

又「特になし」とするものが大部分であるが，その中では（役員のみ関心を持ち説明を求めたが学生運動の不可を納得させた）（歌声運動のサークル，学校を批判しようとする自由懇談会などの動きがあり，対策に腐心した活動者数名）と言う学校もあった。

A.　本校の生徒会活動について

この調査から顕著な事実として実証されるのは，高学年において，政治関心は強くなること。大学受験に追われている3年生がむしろ大学受験に直面していない1年生よりも強く関心があり，生徒会活動の本質を体認していることは敢えて本校の特例でなく，兎角2年，3年と上級学年に進むにしたがって生徒会活動は低調である。その原因は大学受験或は就職の為と所謂常識的な又一傍観的の推理できめつけるこに対しての一つの反論である。

一般に生徒会活動から遊離していると見なされる3年生においても，適切なる指導助言によって，生徒の内に内包されている主体的意識を喚起することが可能であるということがこの調査の結果から推論される。

第二として，世間の考えは，学生運動を危険視する傾向であるが，本調査の結果からはそのようなことは感じとることは出来なかった，むしむ。全学連の行動に対する批判に見られるように，穏健にして，自主的建設的な自治活動を要望しているものが大多数であった。ここから考えられることは，学生運動を危険視し，これを抑圧することによって，角を矯めて牛を殺す譬のように，その本質を害する憂を招くよりはむしろ，各学校の特殊性によってその指導理念と指導方法には差異はあるだろうが教育的にこれを整理し，良識ある公民たるに必要な政治的教養を身につけさせることが現代社会状勢下最も緊急のことであろう。

B.　一般政治問題に関して

特に目立っている点，第一として，現在の政治の在り方に 93% のものが不満を感じている。従って，その担い手である，政党についても不信を抱いている。社会党に約 20% が好意を持つ程度で，自民党，共産党支持は非常に低い。その理由の主たるものは，私利私欲，党利党略の利害のみに走っていて，社会保障制度の充実といった経世済民的な動きが少ない不満感である。とも角次代の創造者である青年にこの不信感があることは，教育上無視することは出来ない。

第二に「勤評」，「警職法」，「安保条約」の問題などでは，よくわからないとか無関

心の回答が，高学年程少なくなっている。この点より，高学年になるにしたがって，政治的関心が高くなっている傾向がうかがえる。尚ここで注目すべきことは，これらの問題について，すべて共通に，学年を追って賛成が減少し，反対が増加している現象である。

C.　各学校へのアンケートについて

高校生の生徒会連合については，その指導者である教師の不要とする回答が80%を占めている点である。

本校の生徒は，約その40%が。条件付賛成であるにせよ，その必要を感じている。ここに教師と生徒という立場上の相異と世代の断層がうかがえる。

又逆に，その都度の指導助言を与える点などは，生徒も，教師も一致する点である。

最近における高校生の政治的関心の高まりは，前述した原水爆禁止運動を口火として非常に昂まってきた。ただしこの動きが，全学連の予備軍的な機能を果す結果になってはならない。又日教組の組合運動の前衛的役割を引受けてはたまらない。なぜならば，組合運動の一次的性格はどこまでも防衛的消極的の動きである。

ところがここで政治問題を取上げ教育的に整理するという意義は，新しい政治の創造でなければならない。教育は創造的である。その内容も創造的でなければならぬ。では如何なる理念でという問題となるが「資本主義か社会主義か」と一義的に正邪の断を下すことは不可能であろう。むしろ理念理性の決すべき問題でなく，実践理性の信念に委ねるべきであろう。ただし教育は，これら世界観を体系的に展開することによって，少なくとも有益の準備をなすべきである。ただ憂慮されるのは，教師と生徒との世代の断層によっておこる種々の問題について背を向けた前進であってはならない。この点教師としても，歴史の必然と，現実社会についての反省を必要とすると思う。それは背中合わせの前進は教育を困乱させ社会を害するからである。